

関西労災職業病 2月号

(通巻第82号)

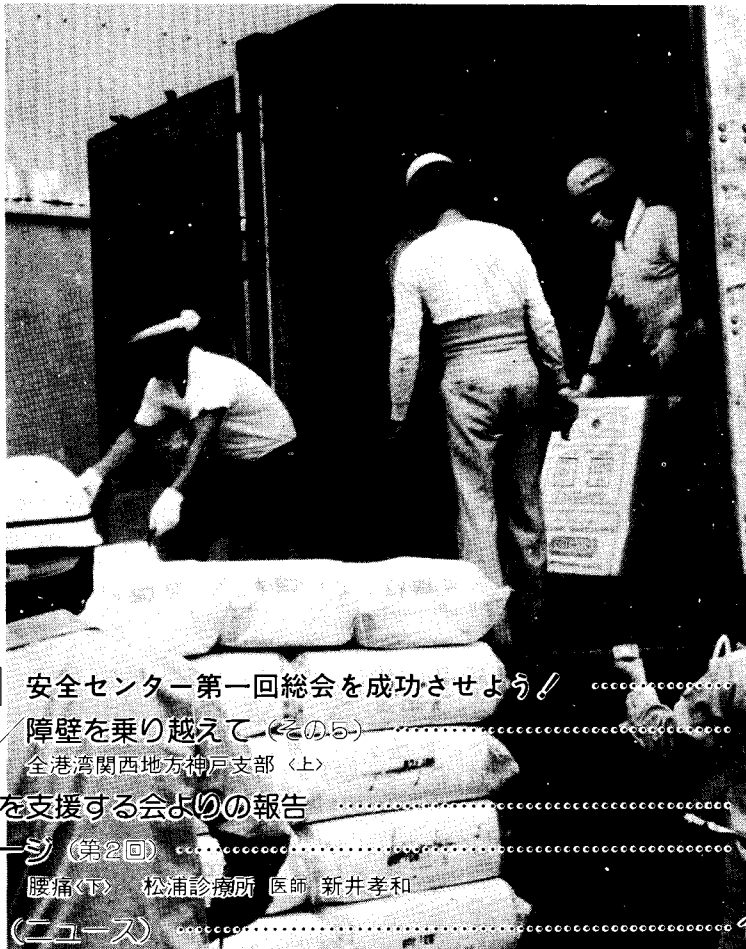
関西労働者安全センター 1981.2.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



■ 主張	安全センター第一回総会を成功させよう!	1
■ シリーズ	障壁を乗り越えて(その5) 全港湾関西地方神戸支部 <上>	3
■ 岩佐訴訟を支援する会よりの報告		7
■ 学習のページ (第2回)	腰痛<下> 松浦診療所 医師 新井孝和	9
■ 前線から (ニューズ)		11
■ 80年代医療の動向と我々の任務 (連載・第2回)	労災職業病研究会 松浦良和 (医師)	15

張

会を成功させよう!

来たる三月七日、関西労働者安全センターは第一回総会を大阪部落解放センターにて開催する。センター運動七年余に渡る経過の中で初めての総会でもあり、必ずこれを成功させ、センターの組織体制を明確にするとともに、それを基礎として労災職業病闘争を職場・地域に根付かせていく運動を大きく前進させていかなばならない。

安全センターの組織体制は、設立当初より極めて不安定なものであった。それは、その設立を担った中心が労働組合等の組織と労災闘争を闘う活動家個人の混成であり、その相互の関係がいまいであったことや、運動面での力の入れ方に比べて組織問題が常に後回しになっていたことなどによるものである。

運動の領域が狭く限られていた初期の段階においては、組織的不充分性の矛盾が表面化することはなかったが、七四年夏以降、常任事務局体制をとり本格的な運動が展開されるに伴い、徐々に表面化してきた。そ

れは「常任事務局の独走」という批判を引き起こし、また一部事務局員が特定の団体との関係を安全センターの組織的な関係と混同するという誤った傾向などにより、混乱を一層大きくしてきたという経過もある。

この様な状態の進行は、安全センターの内部の結束を弱め、七三年以降、総会に代わる役割を果たしてきた「労災職業病の闘う関西交流集会」も七七年以降中断されているという事態にまで進展した。同時に唯一の運営機関であった組織委員会も七七年以降開催されず、センターの正常な組織運営体制は事実上停止した状態が続いていたといえる。

しかし運動は常任事務局を中心として、それ以降も以前にも増して精力的に続けられ、関係労組・団体等の協議によって、組織体制の弱点は一定カバーされてきたのである。

政府―自民党の改憲・徴兵制論議、刑法改悪等超反動攻撃の中にあつて、労働運動はこれと正面から闘うのでなく、自衛隊・安保管容認、原発推進、

主

セツタ- 第1回総

合理化賛成という同盟・JCの路線が徐々に強まりつつある。資本の合理化への協力は、労働者無権利状態の進行であり、搾取の強化であり、更には労働強化、労災職業病激発構造の進行につながる。その意味においても職場・地域における労災闘争の大衆的発展は、ますます重要な課題となっており、安全センターの組織整備も急務となってきたのである。

我々は、これまで組織体制の不充
分性により、会員及び協力者(団体)の意見が十分にセンター運動に反映されてこなかったことを反省するとともに、第一回総会の成功を基礎として、センターの組織的発展及び労災闘争の大衆的発展をかちとるため奮闘する決意である。
総会を成功させるべく、会員・協力者の圧倒的な協力・支援を訴える次第であります。

第二回総会

一九八一年三月七日(土)

午後一時半～五時

部落解放センター

記念講演「労災職業病闘争の現状」

講師 信太忠二(総評本部)

障壁を乗り越えて

被災者の

職場(社会)復帰闘争

の前進のために(その5)



職業病認定者の就労紹介拒否

の攻撃とそれに対する反撃

全港湾関係西地本 神戸支店

職業病闘争を妨害する

港運協会

これまで弁天浜分会は、神戸港における労災・職業病闘争の中心を担ってきました。一九七五年六月に第一次認定をかちとって以来、一九七九年十二月の第八次認定まで、神戸港全体で八五名の認定者を数えるに至っています。

こうした神戸港の闘いを歴史的にみれば、一九六九年の神戸支部第一回安全衛生講座に始まる労災・職業病闘争を顕在化させる闘いを第一期とすれば、第二期は七四年九月の港湾病第一次申請から七九年十二月の港湾病第八次認定決定までの職業病認定をかちとる闘いであり、現在は職業病認定者の職場復帰の闘いの第三期といえることができます。この職場復帰を巡って様々な攻撃、問題点が出てきました。

これまで、日本港運協会は職業病認定を認めようとせず、労働省に対して職業病認定手続き及び発生責任の両面から再検討を要望する旨の態度表明を、二回にわたって文書で行っています。

しかし、労働省側は口頭回答にとどめ、しかも業者側の意に反したものであり、業者側としては更に労働省の正式回答に期待を寄せていると思われまます。

こうした中で、神戸港にふいても兵庫県港運協会として兵庫労基局など関係官庁に対して申し入れを行う

一方、第六次認定と引き続いて第七次認定のときに、休業補償三日分の企業支払いを拒否するという暴挙に出ようとしたが、労基局の行政指導により、反対を前提にしながらも港運協会一括払いを行ってきました。

被災者への

就労紹介拒否との闘い

その後、職業病認定者の治療が進展する中で、職場復帰可能者が出てきました。そして港職安と組合との確認事項に基いての話し合いで、職業病認定者のうち加療を続ける一方で就労可能とされた者に対する職安紹介の必要が発生し、七九年の十二月一日から、組合と港職安の合意に基づき職安紹介を受けての就労を続けていきました。

これに対して、二月五日頃業代会表から突然に、港職安に職業病認定者二名の紹介停止の申入れがなされ

ました。

これに驚いた港職安は、県労働部の指導により確認事項を反古にし、組合に対して三月一日以降二名の職場復帰者の紹介をとりやめる旨の態度表明を行いました。

この様な一方的な組合攻撃に対して、全港湾弁天浜分会は神戸支部の指導のもとに、二月二五日午前七時十五分より紹介前早朝決起集会を開き、分会内部の闘う団決を固めるとともに、断固として闘う姿勢を示しました。この集会には河上民雄衆院議員(日本社会党)をはじめ、県総評、神戸支部三役も出席し、あわせて二月二七日、二八日の全国臨時大会での緊急動議で、全国闘争としても闘う姿勢を示しました。

こうした情勢の進展の中で、港職安は先の紹介停止表明を撤回し、弁天浜分会としては、兵庫労基局、神戸東監督署に「職業病認定者二名の職場復帰・就労紹介継続」にどう対処するのかという申入れを行い、「職場復帰はたいへん喜ばしいこと

である」との見解を引出しました。

こうした行政側の見解表明と指導により、業者側は二月二七日、基本的には職業病認定者の就労紹介に対する見解は変えないが、三月一日以降の職業病認定者二名の就労紹介は受入れると表明するに至りました。

就労紹介停止申入れの

問題点

この業者側の職業病認定者二名の就労紹介停止の申入れの問題点は次のとおりです。

- ① こうした紹介停止の申入れは、業会側が労働省との話し合いに基づき、職業病問題自体の根本的解決を待つて行われるべきものであり、労働省の正式回答を待たず、一方的に紹介停止を申入れることは筋違いであること。
- ② 港職安は、組合との確認事項のもとに、十分な話し合いを行った上で就労紹介を続けていたもの

で、労基署と十分な協議もせず、一時的にせよ紹介凍結を表明したことが混乱を大きくした要因であること。

③この問題で、組合の申入れに耳を貸さず、一方的に港職安に対して凍結を指導していたのは県労働部であり、その責任は重大であること。

④港職安が就労紹介継続を表明した時点で、それでも業者側が就労受入れを拒否すれば港労法違反になることであり、組合は業者指導を港職安に申入れていた。

反撃の総括について

このようにして、職業病認定者の三月一日以降の就労紹介停止を未然に防止した組合側の反撃の総括は次のとおりです。

①二月二五日の早朝決起集会で、河上民雄衆院議員の参加を得て

(日本社会党・目黒参院議員も

二月二七日に神戸支部に来ることになった)国会闘争としても闘う構えをつくり出すとともに、神戸支部はもろろん、県総評としても闘う構えをつくり出したこと。そして全国臨時大会にも緊急動議を出し、全国闘争として闘う旨を表明することなど、対応が機敏だった。

②決起集会には労災・職業病の被災者も参加し、現役者の闘う構えがかつてなくつくり出された。

③港職安が職業病認定者の就労紹介継続を表明するや否や、労基局・労基署に「職業病認定者の治療を続けながらの就労は全く問題がなく、たいへん喜ばしいことだ」との見解を取りつて、港運業者に対する指導を強化させたこと。

以上のようなことで、弁天浜分会を中心とした強い団結が職業病認定者の紹介停止に至らせず、全面撤回させたわけです。

この闘いの成功により、引き続きて四月一日から四名の職場復帰者を出すこととなりました。弁天浜分会としては、この二月の職場復帰闘争の経過を集約して、三月七日に分会三役による港職安交渉がもたれました。このなかで港職安は組合側に対して、職業病問題に関して業会側と話し合っってはどうかという提案をしてきました。組合側はこれを拒否し、若干のトラブルはありましたが、港職安との合意に基づき、無事に職場復帰を実現させています。



1月の新聞記事から

1
4
法務省が保安処分導入を軸とした刑法改悪作業再開を示唆する

1
8
大東市で土地調査のためのボーリング中に誤ってガス枝管が火を吹き五〇世帯が避難

1
12
日雇い労働者同士のけんか一殺人が、実は美浜原発の下請労働への斡旋を巡っての事件だったことが表面化

1
13
神奈川県平塚市の塩化蒸留工場で漏れた有毒ガスが白煙となって従業員、消防団員、民家を襲い、三人が事体を負い、市民九千人もノドの痛みや不快感を訴えた

1
14
日立製作所が東南アジアへの輸出を主目的とした小型原子炉の開発を発表、通産省の全面的援助で官民一体の原子炉輸出プロジェクトに発展する可能性大

1
15
尼崎市で廃酸液抜き取り中のタンクローリ一運転手が漏れた硫化水素ガスを吸入して死亡し救助の二人も重体

1
15
前日ガス死の運転手が廃酸液の処理については無許可だったことが判明

1
16

超低周波公害に苦しむ奈良県香芝町の住民が道路公団に公害差し止め、慰謝料を請求した訴訟の第一回口頭弁論が奈良地裁で開かれる

1
17

動燃東海村再処理工場が本格操業開始

1
19

植木職人がトラックにはしご固定のロープをひっかけられて転落死した事故で大阪高裁は運転手に無罪を言い渡す

1
21

尼崎市の化学工業会社が排水基準の許容限度の三〇三、二六六倍のシアン化合物を含む水を流していた疑いで捜索される

1
24

兵庫県警と赤穂署は従業員に過労運転を命じた為死亡事故を起こした運送会社を摘発

1
28

島根原発二号機造成に伴う公開ヒアリング阻止に六千人が結集、ヒアリングは傍聴人陳述人ともに推進派の欺まん的なもの

1
29

千葉県の建設会社の道路改良工事作業員が毒物混入の疑いの梅酒を飲んで十日後に死亡し一人重体であることが判明

3月20日 午前10時 判決 大阪地裁

原発内労働被曝裁判 岩佐訴訟

全国から抗議署名の

集中を

岩佐訴訟を支援する会

岩佐訴訟は三月二十日に判決を控え、それを巡る動きは活発になってきている。去年の十月十四日の結審前の集会以来、パンフレット発行と併せて進められてきた日本原発に対する抗議の署名運動は、総評中央、日本原水禁の取り組み決定など、期間的な制約にも拘わらず、全国的な広がりをもって進んでおり、事務局のポストには、全国の原発周辺地域の反原発運動体、様々な市民団体や

個人からの署名用紙が連日届いている。支援する会ではこの全国からの声を被告日本原発につきつけ、万人が見守る中での判決とすべく準備を急いでいる。

その意味で、三月十三日には、この間精力的な取り組みを進めている反原発労働者実行委などが中心となって東京集会を開催し、翌十四日に日本原電本社への抗議行動を行うことが決定した。そして判決前夜(三

月十九日)には、これまで署名等で支援行動をとってきた在阪団体で構成する実行委の主催で総決起集会を開催する。

また、これまで去年十二月の広島、山口、一月二八日の島根原発公開ヒアリング阻止闘争と署名の要請のキヤラバン行動をとってきたが、その締めくくりとして福島県を訪れた。

六基の原発が動き、十三基の原発が予定され、今や原発銀座として知ら

判決へ向けた行動スケジュール

東京 3月13日 東京集会

主催：集会実行委
 後援：東京地評、東京原水禁
 時：午後6時より
 場所：自治労会館6階
 (国電市ヶ谷駅から徒歩5分)

内容：翌日抗議行動へ向けて!!
 大阪原電反対労働者の会 演劇
 「まじまじの日々」等

東京 3月14日 抗議行動

被告日本原電へ
 全国から抗議の声を!

午前、本社前へ!
 (地下鉄大手町の上新大手町ビル)

大阪 3月19日 勝利判決を

勝ちとる 総決起集会

主催：集会実行委 協賛：大阪総評、大阪原電協
 6:30～評議解放センター大ホール
 内容：全国からのアピール、決意表明等

れている福島県の原因地帯では、もはや原発内労働被ばくは大きな問題となつている。岩佐氏と支援する会は、アンケート調査など地道な活動を続けている活動家との交流会に参加して、岩佐訴訟の報告を行い、今後の被ばく労働に対する闘いの進め方等について話し合った。他にも判決に焦点を合わせ、京阪神を中心とした各地で様々な講演、学習会が取り組まれている。

提訴した当初岩佐訴訟は、現在のような支援の拡がりはとても望むべくもなかった。しかし、不幸にも増ます政府や自民党の原発推進政策は強まり、それに対し柏崎や島根の公開ヒアリング阻止の闘いには万を数える労働者が結集し、また核廃棄物海洋投棄に反対する署名は続々と集まっているという状況が心ある人々によって作られてきている。

始まる労災認定の闘いに向けて、更に支援の輪を拡げていくと同時に、被ばく労働に対する闘いを増々強めてゆかねばならないだろう。十九日の集会は、できる限り広く支援の声を集中するということで、全国から集会賛同団体(個人)を募っており、読者諸氏へ御協力をお願いしたい。



学習のページ

病気の原因と治療

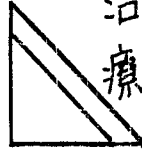
オ二回腰痛(下)

松浦診療所医師 新井孝和



効果あげる

針灸治療



前回、腰痛治療の原則について、痛めた直後や痛みの特に強いときは充分な安静をとり、慢性期になれば腰を温めると同時に、体操やスポーツで腰の筋肉の緊張をほぐし、筋肉を強くしていくことが大事であることを述べました。

実際には医療機関では様々な治療法が、腰痛に対して行われています。ホットパック、マイクロ波、超短波などの温熱療法、けん引療法、湿布

や塗り薬、注射、薬等、マッサージや針灸治療もよく行われます。腰痛という一見単純な病気にこれだけいろいろな治療法が試みられるのも、この病気の一筋なわでは行かない難しさの証明になっています。

これらの治療法の内、鎮痛剤や注射は痛みの強い時やむを得ずするものと分きまえるべきです。繰り返しの期間この治療に頼ると薬の副作用の問題もあり、また痛みにだけとらわれて、腰を鍛えることがなくなり却って腰を弱らせ、本当の意味での治療とは逆の結果をもたらすことになりかねません。

ホットパック等の温熱療法は、それ自体痛みを柔げ、血液の巡りを改

善して、筋肉や関節の伸びもよくなっていますので、是非体操をして、緊張した筋肉を伸ばしてやり、腰の曲がりを直し、更には腹筋や背筋を強くするようにするべきです。

針灸治療は、効果の点でも非常に有望で、注射のように副作用等の心配もほとんどなく、有力な治療法の代表の一つに挙げられてよいでしょう。経験のない人は、体に針をさされたり、灸で焼かれたりするのにしりごみしがちですが、他の治療法でうまくゆかない場合にでも、一度は試してみる値打ちがあると思います。しかし、自分の腰痛は自分でよくしようという努力なしに、治療者任せで頼りきってしまうと、その効果もおのずから限界に突き当たってしまうと言わなければならないでしょう。

増加する

慢性腰痛



それにして、腰痛の多発状況の中身として、ぎっくり腰等の災害性腰痛が相対的に減少しているかわりに、慢性腰痛がどんどん増加している現状は、労働することそのものの中に腰に負担をかける要因が増えていることを示しています。労働密度の増大、単純反復労働の増加、長時間同一姿勢の強制等が全身の疲労を通して腰に集中的にあらわれたものが慢性腰痛という病気の正体のように思います。腰を痛めて治療しても、もとの職場にもどれば、相変わらず腰に負担のかかる作業を強いられるという状況を何とかしなす限り、腰痛の発生は減ることがないでしょう。このような腰痛の多発する状況に対して、行政の対応は遅れっぱなしというより、如何に認定・補償を制限するか、という意図で行われていると思われません。



腰痛症の 労災認定基準について



業務上腰痛の認定基準は三回に渡って定められてきています。一九五九年の認定基準では、いわゆる「ぎっくり腰」の内一部分だけが業務上と認められ、慢性腰痛はいつさい切り捨てられていました。一九六八年の基準では、非災害性腰痛にも一定の認定わくを広げるといふ前進がなされていますが、重量物運搬作業等の重激労働だけに限定され、いわゆる疲労性腰痛などは顧りみられていません。また、腰ツイ分離症やすべり症等骨の異常があれば、如何に作業が腰に負担をかけていようと、業務外とされたり、ツイ間板ヘルニアという病名がつくとそれだけで認定が非常に難しくなってしまう等、多くの問題点をかかえたものであったのです。

現行の認定基準は一九七六年に定められたものです。慢性非災害性腰痛の認定枠を広げて、重量物運搬等だけでなく、長時間同一姿勢でいる作業や、腰に振動を受ける作業でも腰痛が起り得ることを認めさせた点は改善されていますが、重量物運搬作業によって起こった腰痛に対しては、骨のレントゲンで著しい変形がなければならぬ、とする重大な問題点を新たにかかえています。六八年の基準では全く逆に、骨に変形のあるものは業務外とされかねなかったのに比べ、一八〇度転換するといふ矛盾した内容で、こんなところにも行政の業務上腰痛を切り捨てることにのみ目を奪われた対応が見られるのです。



前線から

阪南

騒音障害認定で

東大阪労基署と交渉

阪南の会が初めての労基署行動

去る二月九日、阪南労災被災者の会は職業性難聴の被災者の件で東大阪労基署と交渉もつた。会としては初めての労基交渉であり、いささか緊張気味だったが、労災課長があまりいな答弁をすると鋭く追及するなど、最初の緊張感は一気に吹きとんだ様子であった。

給に關して行われた。Kさんは自動車スクラップ工場に長年勤め、二〇〇ホーンを越える騒音の中で作業をしていた。しかもKさん一人が機械の調子を音で聞き分ける仕事の関係上、耳せ

んなしで大騒音の中で働いていた。五年前より耳鳴りを訴え、労災の療養補償を求めまいがひどく、会と相談に伴うめまいなどの耳以外の症状については因果関係が難しいとして、労基署でもなかなか認めたらぬのが常である。当日も同じ点で対立したが、実際にめまい症の治療を続けていることを中心に反論し、主治医、本人の主張を尊重して調査を開始することを約束させた。

阪南

保母の腰痛頸腕症 本格的なとりくみへ!

地域合同労組キダーハイム分会

総評大阪地域合同労組キダーハイム分会では、昨年七月南大阪労働者診療所でのケイ腕、腰痛検診をきっかけに、最も重症の保母

の労災認定闘争の準備を始めている。キダーハイムは六歳以下の障害児通園施設で、年下児童の障害が重症化して

おり、介護など保母の労働強化が続いている。加えて六五年の園開設後十六年を経る建物も老朽化し、障害児保育にとつての改善措置もほとんどなく、労働環境も劣悪であった。昨年

交渉は、会員であるKさんの職業性難聴に伴うめまい症に対しての休業補償支

た。

の労災認定闘争の準備を始

めている。キダーハイムは六歳以下の障害児通園施設で、年下児童の障害が重症化して

おり、介護など保母の労働強化が続いている。加えて六五年の園開設後十六年を経る建物も老朽化し、障害児保育にとつての改善措置もほとんどなく、労働環境も劣悪であった。昨年

の検査においても、

休業を要する重症者をはじめ要観察の保母が二名も出るなど、ほとんどの保母が

腰痛・ケイ腕に苦しんでい
る。七五分会結成以来、
積極的に労災職業病問題に
とりくんできており、時間
内の出張針治療など数々の
成果をかちとってきたが、
保母の人員不足、児童の増
加、重症化で職業病が園内
に蔓延し、職業病問題はま
すます深刻な問題になつて
きている。
分会は「体の弱い者も働
ける職場づくり」を合言葉
に、南大阪労働者診療所、
安全センターと協力して準
備を急いでいる。

南大阪

マンガン中毒認定

労基局の逃げ腰を追及

。全港湾建設支部 名村分会。

一月二三日、全港湾及び
安全センターは建設支部名
村分会、安田氏のマンガン
中毒労災認定問題について
大阪労働基準局との交渉を
行い、早期労災認定を強く
要請した。

マンガン粉じん量(濃度)、
作業態様、病名(パーキン
ソン症候群)、溶接棒の一日
当たり総使用量など、行政
側が労災認定の基礎資料と
して必要であるとしていた
事実については署の段階で
すべて明らかにになっており、
あとは評価(業務上外)を残
すのみという段階に来てい



大阪中興

脳卒中死亡労災認定斗争 職場地域で署名活動始まる

↓日放労働西支部

NHKのフィルム編集労
働者であった故野呂氏の脳
卒中死亡の労災認定を求め
る闘いは、日放労働西支部
から総評東地協あげての運
動へと発展してきている。
一月中旬、日放労は大阪

労災保険審査官に対して、
中央労基署の「業務外」認
定の取り消しを求め署名
活動に入っていることを決定し、
組合内部のみでなく地域の
労働者への呼びかけとして
総評東地協各労組の署名が

た。そして、前例がないと
いう理由のみで大阪局への
りん何が昨年末に行われて
いたものである。
組合側の要求に対して、
局側は極めてあいまいな態
度に終始しており、「まだ
更に調査が必要」というよ
うな逃げを打ってきている。
溶接作業に伴うマンガン中
毒については、ソ連やアメ
リカでは数多くの報告例も
あり、アメリカにおいてはは
最近、許容濃度を二ミリグ
ラム/立米から一ミリグラ
ムに下げたという事実も明
らかになっている。(日本
は五ミリ)日本における例
がないのは、行政と資本の
怠慢によるのみであり、認
定獲得に向け、最後の追
こみが必要とされている。

現在展開されている。一月二三日、審査官の飯田氏によるNHKの現場調査が行われ、審査は徐々に大詰めを迎えようとしているが、二月中旬、署名の提出を皮切りに組合依頼の医証の提出、地域学習会、労基局交渉等と行動計画が続いており、運動は大きく盛り上がりつつある。

大阪

第4回全国集会(6/20~21)の要綱を決定

● 広業病認定問題に関する全国連

二月七・八日の両日に渡り、職業病認定問題に関する全国連絡会議の世話会が行われ、第四回全国集会の開催及び組織再編等について論議が行われた。全国連絡会議は、これまで

脳卒中労災認定はこれまでの闘いによって労働者に有利な決定をかなり引き出してきているが、先に出稼ぎ組合が提出していた柴田氏の不服申請が棄却されたことに見られるように、審査官段階における闘いは厳しく、今後運動の一層の強化が必要である。

でも、これまでの疾病別からより労働運動と労災闘争の關係について深まった論議を保障すべく、①行政を巡る動き、②職場でどう闘うか、③リハビリ・職場復帰・被災者の闘い、という運動上の課題別分科会の設定が確認された。

また、全国連絡会議は、その発足が労基則三五条改悪反対闘争を基礎にしている關係もあり、専門家中心の傾向が強いものであったが、これまでの全国集会で、意をみた。

の論議を「職業病認定問題に関する」ものより、むしろ「労災闘争全般の運動論に関する問題が多く、組織の再編が以前より求められていた。」

世話人会ではこれらの状況に対応すべく、全国の労災闘争の交流・連絡を中心課題として、また運営体制も地域センターや労組活動家が中心的役割を果たしうるような組織への衣替えを行っていく方向について合意をみた。

紹介のフレッツパン

『柳井建設宿舍』

『焼死事故訴訟』

発行 全国出稼組合連合会

★ 送料のみで無料配布(但し送料170円) 部数に限りがあります。

東京

第4回労働災害裁判討論集会開催

改悪労働災害法野望への熱い討論

あると強調した。

その後参加した団体、労働者からの報告が行われ、その数は十三団体に及んだ。ほとんどが労働裁判の報告であったが、既に「調整」が行われている地方公務員関係では、支払基金、当局、加害者間での責任のなすりあいでの混乱が起きている実態が報告された。

去る二月二十一日、東京国労働会館で、総評、総評弁護団、日本労働者安全センター主催による「第四回労働災害裁判討論集会」が開かれた。全国から十七の単産組合、十五の団体、十八人の弁護士等、一五〇名近くの人が結集した。

集会は、総評本部の信太氏による問題提起から始まった。信太氏は、まず七五年頃より労働災害が再び増加傾向にあること、一昨年に資本・政府による労働保険法の「一大改正」があり、この改悪法下で今後の闘いに取り組んでいかなければならないという現状について

認識を一致しておく必要があると強調した。そして今後の闘いの方向性として労働者・労働組合・被災者の共闘を拡大していくことが最も重要であり、そのために被災者の全国集会を開催すること、労働裁判のための基金制度をつくることなど具体的な問題提起を行った。

次に、総評弁護団より、労働保険と民事賠償の「調整」という今回の法改悪が一体どのような意味を持つものか、また改悪法下でどのように対処していくべきかの話があり、今こそ労働裁判を強化していく必要が

比花

西島で

第3回地域懇談会

●比花労働者センター●

2月19日、比花労働者センターは第三回目の地域懇談会「自分達の健康は自分で守る」を西島会館にて開催した。西島地域では初めてでもあり約三〇名の住民が参加し、成人病（高血圧、心臓病）についての話と、自分でできるの現地学習に全員が熱心にとりこんでいた。比花労働者センターは地域における健康を守る運動としてこの懇談会を企画しているが、大変好評であり、各地域で今後を進めていく予定である。

80年代医療の動向と

我々の任務

労災職業病研究会 松浦良和(医師)

(2) 医療産業の動向

① 医薬品産業の

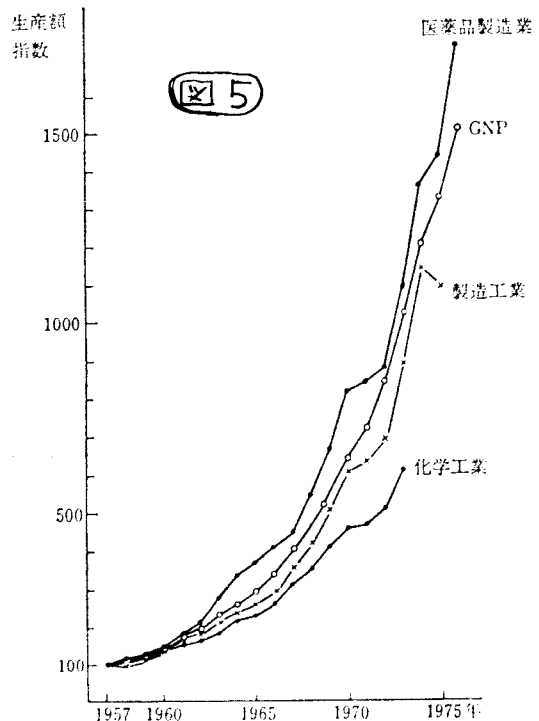
高度成長

先に述べたように、国民医療費の急増の根本原因が医薬品使用量の増大と新薬へのシフトにあることが明らかだが、これは医薬品産業の急成長をもたらす結果になっていることもまた明らかである。一九五五年(昭和三〇年)には、八九五億円であった生産数は、一九六五年には四五六七億円となり、一九七〇年には一兆二五三億円、そして一九七六年には遂に二兆円を突破するに至った。図5に示したように、生産指数の伸びも

他産業を押さえ極めて高水準であり、しかも純利益の伸びは、全業種を通じて第一位にある。即ち、一九五五年と一九六八年の比をとってみると、製造業が五・二倍、化学工業が三・七倍に対し、製薬業が八・八倍に及んでいる。加えて他産業が好不況の波をもろに被っているのに比し、製薬業は保険制度に支えられて不況知らずの高成長を続けてきた。

従来、日本の医薬品業界は、武田を筆頭として薬おろし業からの発展

過程をとっており、中小零細企業がひしめきあう業種であった。しかし、この一〇年余の高度成長により、武田製薬は一九七五年の法人所得番付の三四位、二八一億円の利益を上げるに至っており、もはや大独占の仲間入りを果たしている。更に、化学工業(三井石化、三菱油化など)、食品(明治製菓など)、繊維(鐘紡、帝人、東レなど)の他産業の独占資本も急速に進出をはかつており、外国資本の進出とも相まって急速な統合再編成が進行し、独占が急激に進行してい



医薬品生産額指数の伸び (GNP、製造工業、化学工業との対比) (1957年の生産額=100)

る。

特に、一九七八年に実施された薬価の銘柄別収載(※注1)は、中小メーカーにとっては死活に関わる問題であり、独占の中小企業つぶしであることは明らかであろう。加えて一九七五年の特許法の改正により従来の製法特許から物質特許への転換がなされたが、これは外国資本の対日侵入を容易ならしめると同時に、国内においては独占企業の中小企業に対する支配的地位を強化するものである。しかし、独占化が進行しつつあるが、日本の製薬産業は世界的に見ればまだ「後進国」であり、外国資本の絶好の市場として、薬品輸入が最近急激に増加したことは図6より明らかである。一方では最近輸出入額の増加も同時に認められているが、これは主としてアジアを中心とした第三世界に対する輸出入と資本進出が急増してきた結果である。

しかし、今後は高成長を続けてきた医薬品産業にとっても決して樂觀できる状況にはない。薬づけ医療に

対する国民の批判と監視の眼は更に厳しくなっており、政府一総資本にとってもこれ以上の健保財政の考えを許容し難くなっており、薬剤大量使用に対する風当たりは今後一層厳しさを増すことは避けられない。

この現状を乗り切る方策として中小企業を切り捨て、独占を押し進め海外侵入をはかり、国際競争力をつけることが製薬資本にとって急務となってきた。このことは結局、医薬品製造という本来営利追求になじまない分野においても更に一層の利潤追求のために資本の論理が貫かれることを意味しており、矛盾は更に深化するものと考えられる。

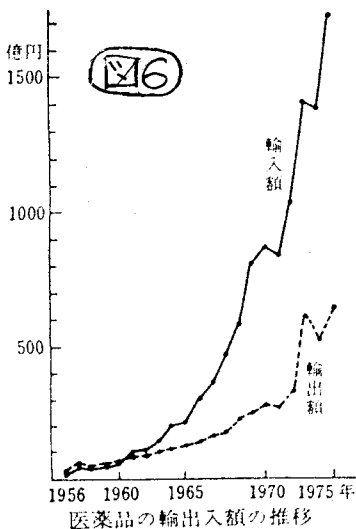
② 医療機器産業への

大独占資本の算入

従来、医療機器産業は、医療技術の多様性を反映して多品種小規模生産とならざるを得ない性質を有していたが、最近の動向の特徴は日立、東芝を筆頭とした日本の大独占資本

と共に、外国の大企業の進出が急激に起こってきたことである。この様な大型医療機器は当然のことながら二〇〇〜三〇〇床以上の大病院でなければ機能しない性格のものであり、限られた市場規模しか有していない。

しかし、最近のメーカー側からの強力な売りこみと、一方で病院側の大病院指向、検査重視の傾向から、かなり無理をして大型医療機器を購入する動向が続いている。その結果無理な投資を回収しようとすることから、しなくてもよい検査をどんどんやることにより利潤を上げようとする、いわゆる「検査づけ医療」が行われる結果となっている。



【資料】「薬業」業生産動態統計年報」および「薬業ハンドブック」1978より作成

図7に医療機器生産額の伸びが示されているが、特に一九七〇年以後の伸びが著しいことと、医薬品を抜く伸びを示しているのが注目される。中でも特に最近注目されてきたのは、CT(コンピュータ断層)と超音波及び血液化学自動分析機である。CTは国内台数は千台を超え、アメリカに次いで第二位の保有数に至っており、一種のブームと言ってよい様相を呈している。しかも国公立病院だけではなく一〇〇〜二〇〇床規模の私立病院が競って導入をはかっており、一台二〜三億円もする機器の償却、採算を考えれば無謀としか思われぬ。これらの大型医療機器購入による経営への圧迫により、過剰診療や医療過誤がひきおこされる危険性もますます増大しつつある。

この様な医療機器産業の成長を支える背景としては、次のようなことが考えられる

① 検査を重視する医学医療の展開

——アメリカ医学の方法論が日本の医学医療の中でも主流を占めつつ

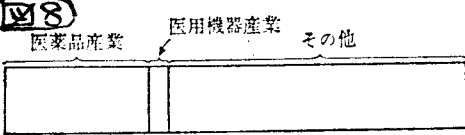
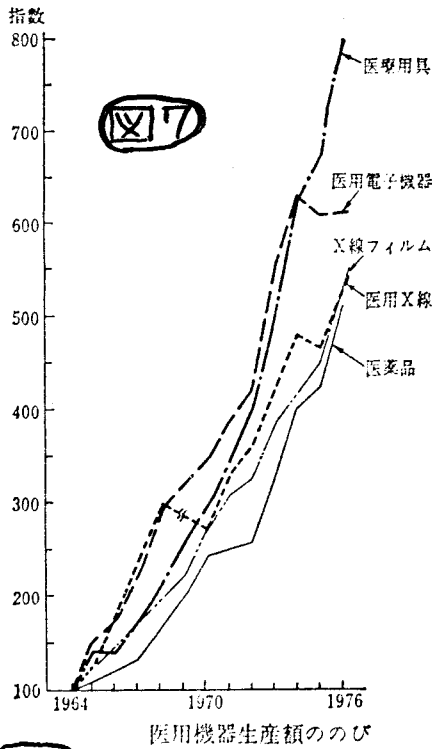


図7 国民医療費の最終配分(1974年)

【注1】 医薬品産業分については、医用医薬品生産全額、一般診療点数に占める薬剤点数割合、医薬品企業の営業成績をもとに推算。

【注2】 その他にふくまれるものとして、医師・看護婦などの医療従事者の所得給与、医療産業以外の産業へ支払われる費用などが考えられる。

あること。

② 薬づけ医療に対する批判の高まりの中で、薬剤使用による利潤追求がこれ以上拡大しそうでない状況から私立大病院を中心に大規模検査機器の導入による検査料増加に基づく利潤追求の動きがある。加えて、後述する様に政府の開業医切り捨て、私的大病院育成の医療政策の展開の中で、ますます私的大病院が増加しつつあることもこの傾向に拍車をかけている。

③ 政府の医療政策面でも、医療機器購入に対する税法上の優遇措置がと

られ、積極的に医用機器産業を育成しようとする動向がある。その一つとして最近、八〇万円を超える医療機器については、特別償却が認められ、初年度に六〜七割の償却が可能となり、医療機関にとっては医療機器を購入するには絶好の条件がつくりだされている。

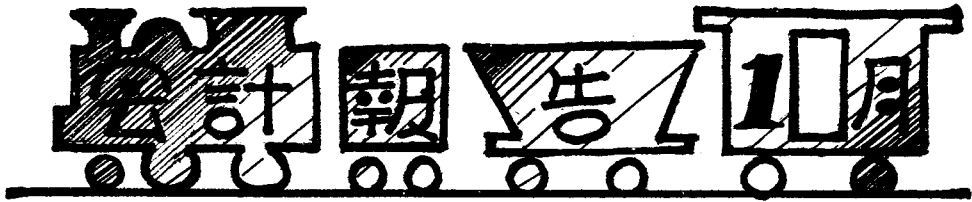
以上述べてきたように、医療産業が急成長し、今後も成長を続けていくことは充分予想されることであるが、これは総資本にとっても、産業構造の転換——知識集約型産業重視という動向と一致するものであり、医

療が産業として大独占にとって利潤追求の対象として認識され始めていることを如実に示している。その意味で、医療矛盾は更に一層深化したと考えることができる。

(図8に国民医療費の最終配分を示してあるが、医療品と医療機器産業へは実に四割近い資金が流入しており、四兆円の市場として存在している。)

※注 1

従来は同一薬品については製造会社の差なく一様に薬価を定めていたが、今後は同一薬品でもメーカーが異なれば薬価を変えることにしたものである。(例えば、同じセファロスポリンでも、大手のシオノギのケスクスは二二〇円/二五〇ミリグラムであるのに、中小メーカーであるフジモトのセフレキシンは一二〇円とされた。)



収 入

会 費	272.800
機関誌	54.320
カンパ	75.400
その他	940. . . ①
年末カンパ (1月分集約)	80.960

計 484.420

①切手立替、その他

※1月収支 64.338

※2月への繰越 1.161.683

支 出

事務費	67.880. . . ②
活動費	73.942. . . ③
郵送料	38.260. . . ④
人件費	240.000. . . ⑤

計 420,082

②家賃・共益費1月、電気12月、ガス11月
新聞1月、電気1月

③社保11月、電話12月、
此花センター分担金2月

④振替手数料、切手等

⑤常任事務局1月分 (アルバイト含)

～年末カンパお礼と集約～

先月号（No.80・81）誌上に於きまして、'80年度年末カンパ昨年12月末までの中間集計を報告しましたが、1月中も各方面からたくさんの御厚意を寄せていただきました。1月末日を以てカンパの募集は締切りといたしましたので、御了承下さい。

以下が最終的な集計です。温い御支援、本当にありがとうございました。

なお、会費・講読料未納の方は、本誌はさみこみの振替用紙にて納入されるよう、この場を借りてお願いします。

◎ '80年12月末まで 951,373円

◎ '81年1月末まで 80,960円

○ 総 計 1,032,333円

■表紙写真／コンテナの作業をする全港湾
大阪支部加藤運輸分会の労働者

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28